

定額減税補足給付金 (調整給付)を支給

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税に実施される定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対し、調整給付金を支給します。

▼対象Ⅱ定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所

得割額」を上回る(減税しきれない)と見込まれる方

▼定額減税可能額

・所得税分Ⅱ3万円×減税対象人数(※)

・個人住民税所得割分Ⅱ1万円×減税対象人数(※)

※減税対象人数とは、納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族の数。

※扶養親族数は、16歳未満を含み、国外居住者は除く。

▼支給額Ⅰ①と②の合計額(合計額を万円単位で切り上げ)

①所得税分定額減税可能額Ⅰ令和6年分推計所得税額

②個人住民税所得割分定額減税可能額Ⅰ令和6年度分個人住民税所得割額

※令和6年中には令和6年分所得税額は確定しないため、前年の令和5年分所得税額により推計します。

▼申請方法Ⅱ確認書の郵送

たは、電子申請

※確認書は、対象者宛に8月上旬発送予定です。

※郵送の場合は、確認書に本人確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※電子申請の方法は、確認書に同封の案内チラシをご確認ください。

▼申請締切Ⅱ10月31日(消印有効)

申・ 総務課行政班

0475(70)0348

8月は 子ども医療費 助成受給券の 更新月

子ども医療費助成制度の対象のご家庭には、8月以降有効となる受給券を7月下旬に発送しました。

受給券が届かない場合は、所得の申告をされていない等の理由が考えられますので、問い合わせください。

申・ 子育て支援課児童家庭班
0475(70)0331

令和7年4月1日 市立しらさとこども園開設

令和7年度に白里幼稚園と白里保育所を統合し「幼保連携型認定こども園」を現白里保育所に開設します。

白里幼稚園は今年度末に閉園となります。

少子化に伴う児童数の減少や施設の老朽化などの課題から、市内における子育て施設の今後のあり方の検討を進めた結果、白里地区に認定こども園を開設する方針となり、6月の市議会第2回定例会で、関係議案が可決され、開設が決定しました。

◆認定こども園とは
保護者の就労形態に関わらず、教

育・保育の提供を受けることができ、幼稚園・保育所の機能を合わせもった教育・保育施設です。

また、地域の子育て家庭を対象に子育て相談や親子の集いの場も併せて提供します。

◆新入園の申し込み手続き

令和7年4月からの入園の申し込みは他の保育施設と同じく、11月から受け付けを開始します。詳細は広報11月号に掲載します。

なお、白里幼稚園に在籍している園児の保護者の方々には、別途説明会を開催します。

◆こども園の1日の流れ

3・4・5 歳児			時間	0・1・2 歳児	
教育認定(1号)	保育認定(2号)			保育認定(3号)	
教育標準時間	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
預かり保育 (7:00～8:30)	通常保育	時間外保育 (7:00～8:00)	7:00	通常保育	時間外保育 (7:00～8:00)
		通常保育	8:00		通常保育
合同保育 (幼児教育+保育)			8:30		
給 食			11:30	給 食	
幼児教育	午 睡		13:00	午 睡	
預かり保育 (15:00～16:00)	通常保育		15:00	通常保育	
		時間外保育 (16:00～19:00)	16:00	時間外保育 (16:00～19:00)	
	時間外保育 (18:00～19:00)		18:00		
			19:00	時間外保育 (18:00～19:00)	

※上記の時間はおおよその目安です。

申・ 子育て支援課保育班 0475(70)0347

低所得世帯支援給付金に係る 子ども加算(5万円)給付

令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯の世帯主に対し子ども加算(児童1人当たり5万円)を支給しています。

▶対象＝令和5年12月1日(基準日)において本市に住民票があり、令和5年度分の住民税が「非課税の方」「均等割のみ課税されている方」または「均等割のみ課税されている方と住民税非課税の方」で構成される世帯の世帯主

▶申請方法＝確認書に必要事項を記入の上、返信用封筒で返送
※確認書は、4月24日から対象世帯の世帯主宛に送付しています。

▶申請期限＝8月31日(土)(消印有効)
令和5年1月2日以降に転入した方、令和5年度分住民税未申告の方がいる場合、同一世帯ではないが世帯主と生計が同一である児童がいる場合は、問い合わせください。

申・ 社会福祉課社会福祉班 0475(70)0330

児童扶養手当を 受給している方へ 今月は現況届の提出月です

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。毎年8月1日時点の状況を記入いただき、11月以降引き続き児童扶養手当を受給できる要件にあるかを確認します。届け出が無いと、受給資格があっても11月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

なお、所得制限等により現在手当を受給していない方も届け出が必要です。対象者には必要書類や提出期限等を通知します。また、相談も随時受け付けています。

申・ 子育て支援課児童家庭班

0475(70)0331

所得上限超過により児童手当を 受給されていない方へ

現在の児童手当法では、児童を養育している方の所得が一定額以上の場合には、児童手当が支給されません。

これまで所得上限超過により児童手当を受給されていない方でも、令和6年度所得が別表の所得上限限度額に達していない場合は、児童手当の支給対象となりますので、認定請求書を提出してください。

▶申請書類

・認定請求書(窓口に用意あり)

・申請者(保護者)の健康保険証(国民健康保険加入者は不要)

・振込先口座の通帳またはキャッシュカード

詳細は問い合わせください。

●別表

扶養親族等の人数	所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安
0人	858万円	1,071万円
1人	896万円	1,124万円
2人	934万円	1,162万円
3人	972万円	1,200万円
4人	1,010万円	1,238万円
5人	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」という)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得ベース)は、1人につき38万円を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

申・ 子育て支援課児童家庭班 0475(70)0331



図書室だより



◎開室時間の延長

大網白里市図書室のみ、8月まで平日の開室時間を延長します。

▶開室時間＝(火)～(金)9時～18時

※(土)・(日)は、通常どおり17時まで。

◎おはなし会

▶日時＝毎週(土)14時30分～

▶会場＝大網白里市図書室会議室

◎中部分室おはなし会

▶日時＝毎週(水)15時30分～

◎白里分室おはなし会

▶日時＝毎週(木)15時30分～

◎夏休み子ども講座

「やさいでべったん!ぬりえをしてみよう!」

8月31日はやさいの日!

普段は捨ててしまう野菜のへたなどを使ってぬりえをしてみよう!

▶日時＝8月25日(日)14時～15時

▶会場＝保健文化センター3階ホール

▶募集人数＝先着20人

▶対象＝未就学児～小学生

※小学2年生以下は保護者同伴。

▶持ち物＝手拭き(必要な方のみエプロン)
※当日は汚れても良い服装で参加してください。

◎子ども映画会

短編の子ども向けアニメの上映会を開催します。入場無料&参加申込不要です。ぜひお気軽にご来場ください。

▶日時＝8月25日(日)15時～

▶会場＝保健文化センター3階ホール

▶上映時間＝約1時間

(「ミッキーのお化け退治」ほか7話)

◎今月の展示棚(8～9月)

『RPG冒険の書-Reading Play Guide-!』

知らないこと、知らない場所、やってみたいことのないこと、そんないくつかの「未知」に出会うことを「冒険」といいます。本の中にも、そんなワクワクが詰まっています。ページを開くとどんな出会いがあるでしょう。

この展示にある本を手にとって、また自分で新たな冒険の書を見つけ、ワクワクとドキドキの冒険へ飛び込もう。

◎図書室休室日

5日(月)・11日(日・祝)・12日(月)・19日(月)・26日(月)・30日(金・室内整理日)

申・ 大網白里市図書室

0475(72)8383

大網白里市図書室

検索

市道の道路側溝(U字溝)の排水能力維持のため、地元地区等での定期的な清掃のご協力をお願いします。
土のう袋の支給や蓋上げ器具の貸し出しなどを行っています。 申・ 建設課管理班 0475(70)0350